

測量法

1. 案内情報

- 手続名 : 測量成果の使用の承認(基本測量)
手続根拠 : 測量法第30条第1項
手続対象者 : 測量成果を使用して測量を実施しようとする者
提出時期 : 測量成果の使用の承認を申請するとき
提出方法 : 測量成果の使用承認申請書を作成し、地図等のデジタル化、数値地図の利用又は地図を利用する範囲が複数の地方測量部の管轄区域にまたがる場合は国土地理院総務課へ、各地方測量部・支所管轄区域内の地図を使用する場合は当該地方測量部・支所へ提出して下さい。
- 手数料 : 無し
添付書類・部数 : 測量作業方法等が詳細に分かる書類・1部
申請書様式 : 測量成果の使用承認申請書(法第30条)
記載要領・記載例 : 提出先となる窓口にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 総務部総務課管理係0298-64-4150
対象(地図等のデジタル化、数値地図の利用又は地図を利用する範囲が複数の地方測量部の管轄区域にまたがる場合)
北海道地方測量部011-709-2311
対象(北海道)
東北地方測量部022-295-8611
対象地域(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)
関東地方測量部03-5213-2051
対象地域(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県)
北陸地方測量部076-441-0888
対象地域(新潟県・富山県・石川県・福井県)
中部地方測量部052-961-5638
対象地域(岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)
近畿地方測量部06-6941-4507
対象地域(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)
中国地方測量部082-221-9743
対象地域(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)
四国地方測量部087-861-9013
対象地域(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)
九州地方測量部092-411-7881
対象地域(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県)
沖縄支所098-855-2595
対象(沖縄県)
- 受付時間 : 8時30分から17時まで
相談窓口 : 地図等のデジタル化、数値地図の利用又は地図を利用する範囲が複数の地方測量部の管轄区域にまたがる場合は総務部総務課管理係各地方測量部・支所管轄区域内の地図を使用する場合は当該地方測量部・支所

3. 手続情報

- 審査基準 : 測量法第30条第1項
標準処理時間 : 14日間~20日間
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

測量標
測量成果の使用承認申請書

測量法第²⁶/₃₀条の規定により下記のとおり承認申請いたします。

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名.....印

国土地理院長 殿

使用目的又は当該測量の種別		
測 量 地 域		
使 用 期 間	平成 年 月 日から 年 月 日	
使用する測量成果の種類及び内容		
測 量 精 度		
使 用 方 法		
×使用する測量標の種類及び所在		
×使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在		
完成図の縮尺及び名称		
測量計画機関	名 称	
	代 表 者 の 氏 名	
	所 在 地	
測量作業機関	名 称	
	×測量業者登録番号	
	代 表 者 の 氏 名	
	所 在 地	
成 果 入 手 年 月 日		
公 共 測 量 実 施 計 画 書 提 出 年 月 日		
備 考		

記載要領 ×印欄は法第26条、 印欄は法第30条に規定する申請の場合にのみ記載すること。
使用方法欄は、測量（地図編集等を含む。）作業の方法を詳しく記載すること。